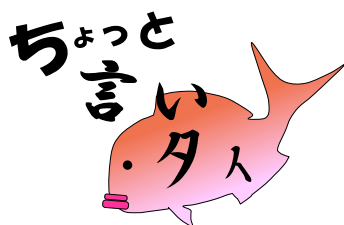


消費生活相談実例

事例 スマートフォンに「有料コンテンツの利用料金の支払い確認ができないので電話するように」、「連絡が無ければ少額訴訟する」とメールが届いた。身に覚えがなかったので、書かれていた番号に連絡し、問合せしたところ、昨年12月に有料コンテンツを利用しているので、利用料金を支払うようにと言われた。有料サイトを利用した覚えはないし、業者の言っていることも信用できないが、利用料を支払わないといけないのか。

アドバイス パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。「期日までに連絡するように」や「訴訟を起こす」などと不安をあおるようなことが書かれていても、**決して連絡したり金銭の要求に応じたりしてはいけません**。連絡や支払いをしてしまうと業者の請求がエスカレートする場合があります。利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。



食欲の秋到来です。食品の期限表示には、「消費期限」と「賞味期限」の2種類あるのをご存知ですか。「消費期限」は劣化が速い食品（弁当、調理パン等）に表示され、期限を過ぎたら食べない方が良くとされています。「賞味期限」は劣化が比較的遅い食品（スナック菓子、缶詰等）に表示され、期限内であれば美味しく食べることができ、期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるという訳ではありません。期限が過ぎていてからといって、キゲンを損なうことなく、食品を無駄にしないようにしましょう。



あかし消費生活センター

☎078-912-0999

明石市東仲ノ町6番1号 アスパア明石北館7階

相談受付 9:00~16:00

原則 火~土曜日(12月29日~1月3日、祝日を除く
/月曜日が祝日と重なる場合は開館し、翌平日が閉館)

※明石市民の方が対象です。



- JR・山陽電車「明石駅」から徒歩約3分
- お車でお越しの際はアスパア明石駐車場(有料)等をご利用ください